

## 千代田町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	人 11,690	千円 3,779,641	千円 179,292	千円 880,466	% 23.3	% 25.8

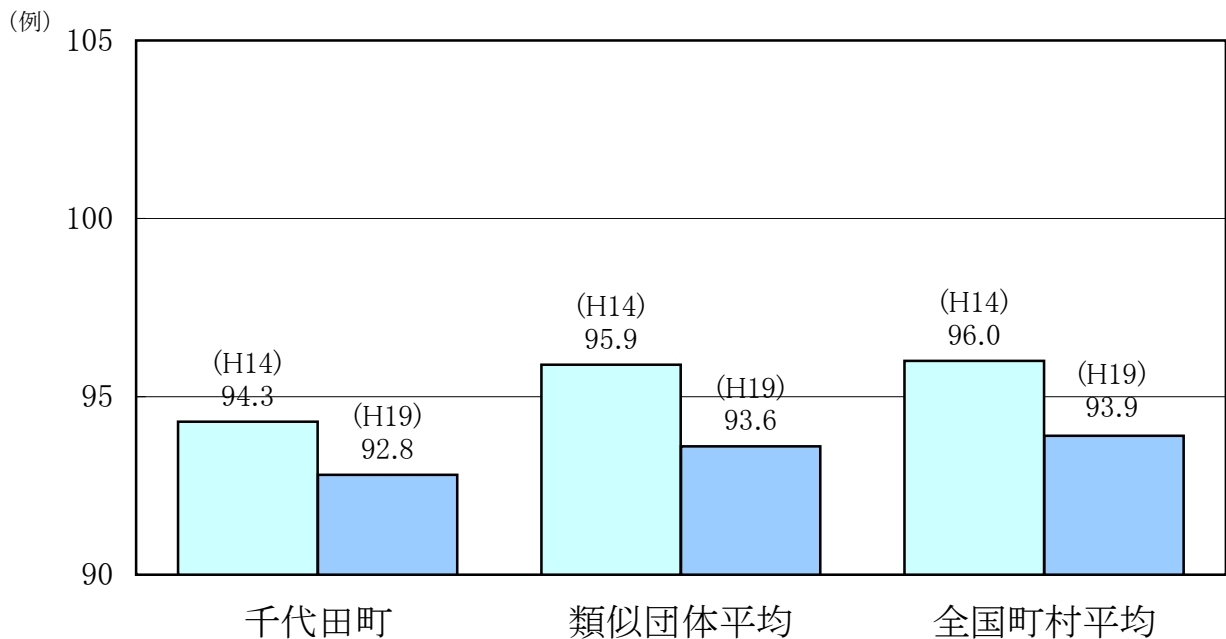
#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 107	千円 383,850	千円 40,421	千円 153,718	千円 577,989	千円 5,401	千円 5,741

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、18年4月1日現在の人数である。

#### (3) 特記事項 ※なし

#### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（19年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
千代田町	41.3 歳	312,483 円	348,290 円	342,504 円
群馬県	43.8 歳	361,218 円	428,984 円	392,230 円
国	40.7 歳	325,724 円	—	383,541 円
類似団体	43.0 歳	325,505 円	373,259 円	352,580 円

#### ②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
千代田町	56.6 歳	2 人	326,450 円	335,200 円	334,200 円
群馬県	47.3 歳	223 人	321,040 円	353,567 円	340,839 円
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	—	320,514 円
類似団体	48.9 歳	13 人	275,812 円	293,286 円	286,196 円

#### ③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
千代田町	43.4 歳	303,900 円	320,157 円
群馬県	43.8 歳	389,710 円	452,184 円
類似団体	42.1 歳	313,156 円	330,504 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

### (2) 職員の初任給の状況（19年4月1日現在）

区 分		千代田町	群馬県	国
一般行政職	大学卒	170,200 円	175,300 円	170,200 円
	高校卒	142,800 円	141,700 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	142,800 円	137,300 円	—
	中学卒	— 円	— 円	—
教育職	大学卒	170,200 円	195,600 円	—
	高校卒	142,800 円	170,400 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（19年4月1日現在）

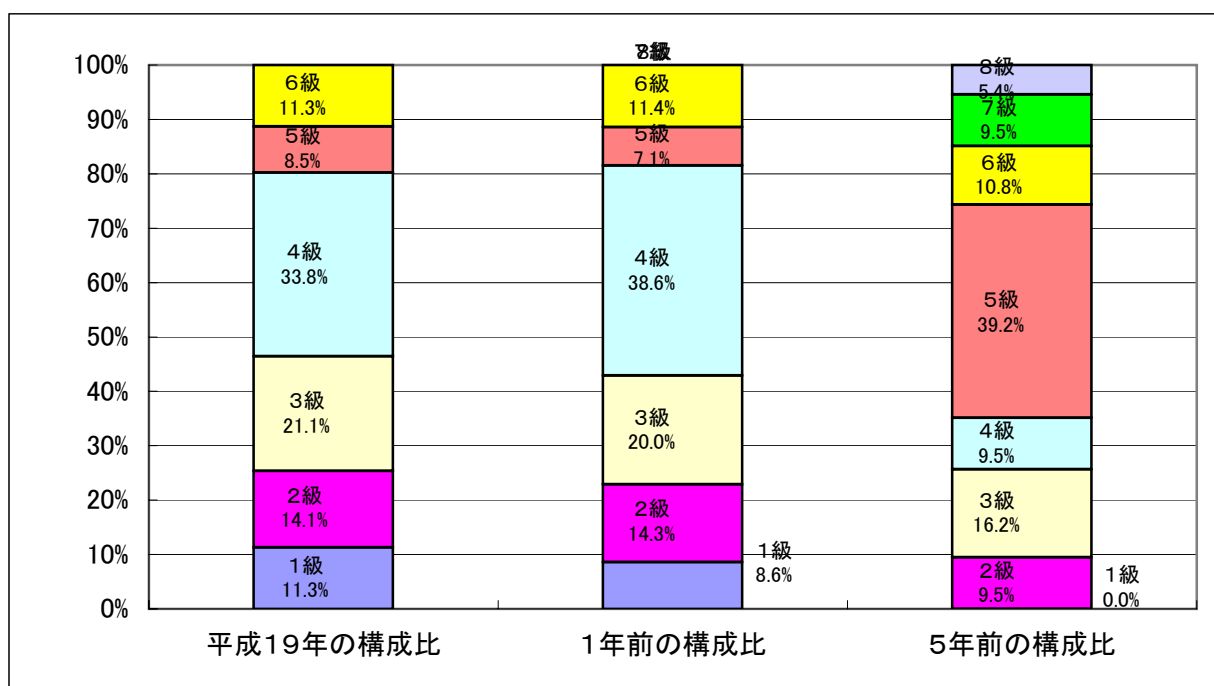
区 分		経験年数7～10年	経験年数10～15年	経験年数15～20年
一般行政職	大 学 卒	241,100 円	265,200 円	312,400 円
	高 校 卒	— 円	230,200 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（19年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	課長の職務	8 人	11.3 %
5 級	課長補佐の職務	6 人	8.5 %
4 級	係長又は主査の職務	24 人	33.8 %
3 級	主任の職務	15 人	21.1 %
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	10 人	14.1 %
1 級	定型的な業務を行う職務	8 人	11.3 %

- (注) 1 千代田町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況  
地方公務員法第40条に基づき、毎年10月1日を基準日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。
2. 昇給への勤務成績の反映状況  
全職員について、勤務実績を総合的に5段階で評価し、その実績評語に基づき、昇給区分を決定。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

千代田町	群馬県	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,568 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,907 千円	—
(18年度支給割合) 期末手当 3 月分 ( 1.6 )月分 勤勉手当 1.45 月分 ( 0.75 )月分	(18年度支給割合) 期末手当 3 月分 ( 1.6 )月分 勤勉手当 1.45 月分 ( 0.75 )月分	(18年度支給割合) 期末手当 3 月分 ( 1.6 )月分 勤勉手当 1.45 月分 ( 0.75 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理監督者加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

実施していない。

### (2) 退職手当(19年4月1日現在)

千代田町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 (2%～20%加算)	
(退職時特別昇給	なし )				
1人当たり平均支給額	0 千円	22,445 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 ※制度なし

(4) 特殊勤務手当 ※制度なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (17年度決算)	4,004 千円
職員1人当たり平均支給年額 (17年度決算)	58 千円
支給実績 (18年度決算)	3,337 千円
職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)	49 千円

(6) その他の手当 (19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) 配偶者 13,000円 配偶者以外 各6,000円 子 (16歳年度始め～22歳年度末) 加算5,000円	同		10,674 千円	248,233 円
住居手当	借家・借間 12,000円を超える家賃の額に応じて支給 (最高27,000円) 持家 (新築・購入後5年間) 2,500円	同		2,016 千円	201,600 円
通勤手当	交通用具使用者 片道2km以上 2,000円～24,500円	同		3,021 千円	45,777 円
管理職手当	課長、局長 62,300円 課長補佐 49,600円 係長 45,000円	異	一部の管理職手当について支給単価が異なる	22,663 千円	566,569 円

## 5 特別職の報酬等の状況（19年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	553,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	543,000 円	874,000 円/	325,000 円
	収 入 役	— 円	656,000 円/	325,000 円
			580,000 円/	345,000 円
報 酬	議 長	308,460 円	380,000 円/	243,000 円
	副 議 長	235,710 円	285,000 円/	191,700 円
	議 員	213,400 円	261,000 円/	152,800 円
		220,000 円		
期 末 手 当	町 長 副 町 長 収 入 役	(18年度支給割合) 4.45 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(18年度支給割合) 4.45 月分		
退 職 手 当	町 長 副 町 長 収 入 役	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	備 考	退職日給料月額×1年につき520/100	11,502,400	任期ごと
		退職日給料月額×1年につき300/100	6,516,000	任期ごと

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

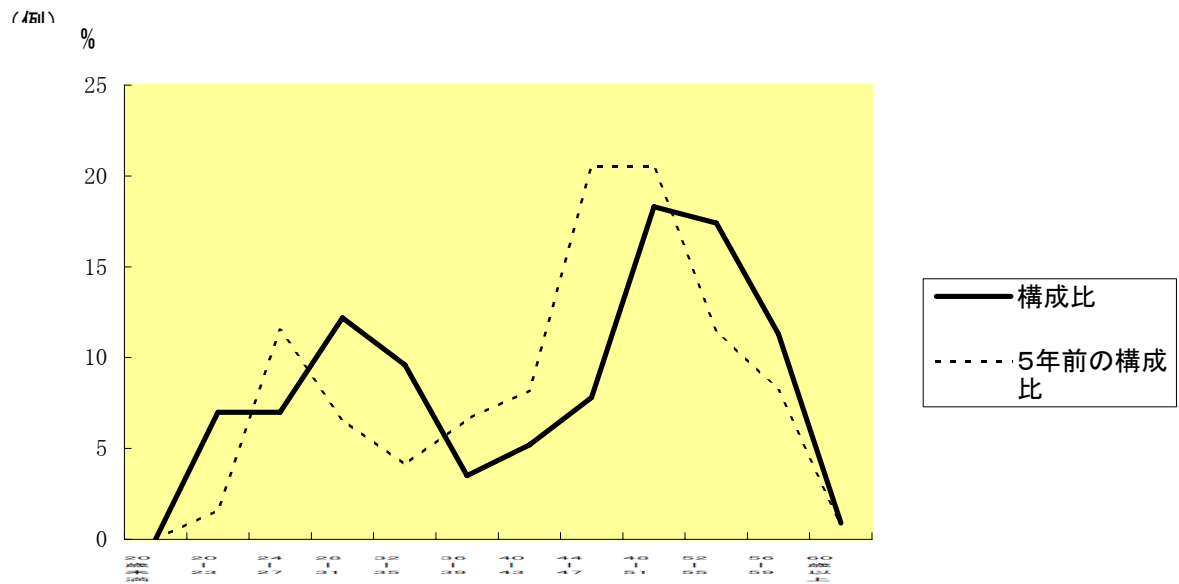
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成19年	平成18年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2		
		総 務	27	25	2	会計管理者新設等による増
		税 務	10	10		
		労 働				
		農林水産	5	5		
		商 工	2	2		
		土 木	6	8	-2	機構改革による職員減
		民 生	22	23	-1	機構改革による職員減
	衛 生	7	6	1		
		計	81	81	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 69.29 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 86.64 人)
	教育部門	23	27	-4	臨時職員の見直しによる減	
	消防部門					
	小 計	104	108	-4	<参考> 人口1万人当たり職員数 88.11 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 109.67 人)	
公営 企会 業計 等部	水 道	3	4	-1	機構改革による職員減	
	下 水 道	2	2			
	そ の 他	6	6			
	小 計	11	12	-1		
合 計		115	120	-5	<参考> 人口1万人当たり職員数 97.52 人	
		[ 138 ]	[ 138 ]	[ 0 ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を含む。)

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（19年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	8人	8人	14人	11人	4人	6人	9人	21人	20人	13人	1人	115人

(教育長を含む。)

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
126人	116人	10人	7.9%

(参考) 千代田町行財政改革大綱における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成16年4月1日	平成20年3月31日	4名以上を削減



②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区 分		17年	18年	19年	18年～19年	(参考)
部 門		計画始期	1年目	2年目	計	数値目標
一般行政	職員数	86	81	81	—	—
	増 減		-5	0	-5	—
教 育	職員数	29	27	23	—	—
	増 減		-2	-4	-6	—
公 営 企 業 等 会 計	職員数	11	12	11	—	—
	増 減		1	-1	0	—
計	職員数	126	120	115	—	—
	増 減		-6	-5	-11 (110%)	10人削減

- (注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。  
 2 ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。  
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
18年度	246,845	1,723	34,609	14.0	14.1

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	4	18,943	1,470	7,547	27,960	6,990

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,895

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数は、19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 ※なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（19年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
千代田町	48.7 歳	383,900 円	603,625 円
団 体 平 均	45.3 歳	375,666 円	572,943 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

千代田町		団体平均	
1人当たり平均支給額(18年度)		1人当たり平均支給額(18年度)	
1,887 千円		1,785 千円	
(17年度支給割合)		(〇年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3 月分	1.45 月分	月分	月分
( 1.6 )月分	( 0.75 )月分	( )月分	( )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当 (19年4月1日現在)

千代田町			団体平均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	月分	月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	月分	月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	月分	月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	月分	月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置		
(退職時特別昇給	なし )				
1人当たり平均支給額	千円	千円	1人当たり平均支給額	千円	16,217 千円

(注) 本町の水道事業の退職者1人当たり平均支給額は、対象者が1人のため、個人情報観点から配慮し  
一般会計に計上しましたので、記載していません。

#### ウ 地域手当 ※制度なし

#### エ 特殊勤務手当 (19年4月1日現在) ※制度なし

#### オ 時間外勤務手当

支給実績 (17年度決算)	200 千円
職員1人当たり平均支給年額 (17年度決算)	100 千円
支給実績 (18年度決算)	135 千円
職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)	68 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) 配偶者 13,000円 配偶者以外 各6,000円 子(16歳年度始め～22歳年 度末) 加算5,000円	同		654 千円	218,000 円
住居手当	借家・借間 12,000円を超え る家賃の額に応じて支給(最 高27,000円) 持家(新築・購入後5年間) 2,500円	同		0 千円	0 円
通勤手当	交通用具使用者 片道2km以上 2,000円～24,500円	同		121 千円	30,300 円
管理職手当	課長、局長 62,300円 課長補佐 49,600円 係長 45,000円	異		1,208 千円	604,140 円

④定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
4 人	4 人	0 人	0 %

(参考) 千代田町行財政改革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成16年4月1日	平成20年3月31日	なし

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

→6(3)②を参照

## 「千代田町技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針」

### ○現 状

地方公共団体の技能労務職員は、職務の性格・内容が民間企業の従業員と類似しているにもかかわらず給与が高いとの指摘を受け、本町ではこれまで計画的に技能労務職員の削減を行ってまいりました。

平成20年4月1日現在で、本町の技能労務職員は1名となります。

### ○給与に関する事項

#### 1、給料表について

技能労務職員については、行政職給料表（一）の3級までを適用しています。

#### 2、技能労務職員の特殊勤務手当について

なし

#### 3、昇給基準について

毎年1月1日に、4号給（55歳以上の職員にあつては2号給）を標準として昇給させています。

#### 4、取組内容について

今後の取組方針としては、行政改革による民間委託や指定管理者制度の導入を推進するとともに、極力新規採用を抑制し、住民の理解と納得が得られるよう給与等の適正化に向けて取り組んでまいります。

また、昇給の基準については、現在技能労務職も含めて、全職員を対象とした人事考課制度を行っているため、今後も勤務評定に応じた適正な昇給を実施してまいります。